

食安監発0814第1号
平成21年8月14日

大分市保健所長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長

韓国産冷蔵むき身あかがい（生食用）の回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物は腸炎ビブリオ最確数が240/gであり、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、国内流通の可能性があるため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないよう適切な監視指導方よろしくをお願いします。また、対応終了後、その概要を当課あてご報告いただくようあわせてをお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴職の指示に従うよう指導しています。

記

品名	冷蔵むき身あかがい（生食用）
製造者	DAEBANG MULSAN
届出数量	72 CT, 282.00 kg
輸出国	韓国
輸入者	有限会社 ノブ
	大分県大分市西新地 1-1-40
届出先	福岡検疫所門司検疫所支所（下関分室）
届出年月日	平成21年8月10日
輸入届出受付番号	第92003895941-1号
検査結果	腸炎ビブリオ最確数 240/g
違反確定日	平成21年8月14日